

防火シャッター等保守点検業務 仕様書

1 目的

宇都宮市立南図書館に設置してある防火シャッター等を完全かつ最良の状態に保つよう、これらの設備の保守点検業務を行い、安全性と耐久性の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備

- (1) 下記設備について、重点点検を年1回実施すること。

別紙 11-1「設備配置図」のとおり

文化シャッター製 巻取り式防煙たれ壁	13台
文化シャッター製 防火シャッター含む重量シャッター	22台
22台中 3台はセレスクリーン	3台
22台中 1台は袖扉付防火シャッター	1台

- (2) 点検内容 別紙11-2「点検内容」のとおり

なお、点検は「社団法人 日本シャッター・ドア協会」認定の「防火シャッター保守点検専門技術者」が行うこと。

- (3) 報告 「防火シャッター・防火扉・連動制御設備の点検基準(社団法人 日本シャッター・ドア協会発行)に基づく書式を用いること。

- (4) 応急措置等

ア 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急措置を講じるとともに、直ちに技術者を派遣し、修理すること。

イ 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、直ちに技術者を派遣し、修理すること。

ウ 指定管理者は、当該設備に故障が生じた場合には、被害拡大の防止に必要な応急措置をとるほか、事故原因の究明に協力し、再発防止についてとるべき措置を指導、助言し、必要に応じて臨時点検を行うこと。

- (5) 故障等の対応

設備機器等について故障等が発生したときは、直ちに技術者を派遣し、市へ故障等の原因を調査、報告するとともに、適切な措置をとること。

3 危害防止装置蓄電池

指定管理者は、防火シャッター危害防止装置の蓄電池を5年に1度交換すること。

※ 交換時期：令和9年2月 20個

4 関係法令等の遵守

- (1) 指定管理者は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (2) 指定管理者は、その技術者等とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守すること。

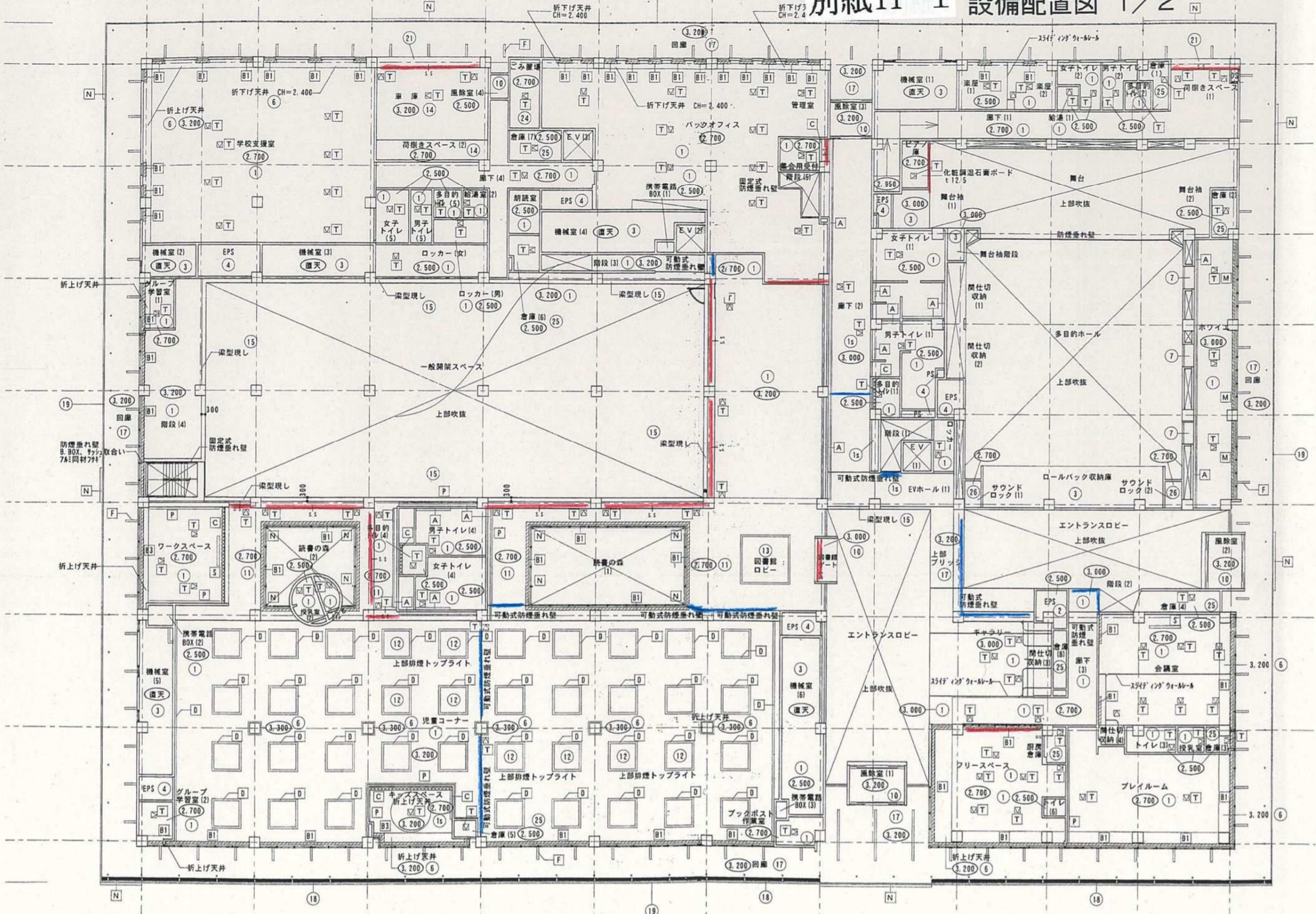
5 経費の負担

防火シャッター等保守点検にかかる経費及び蓄電池等の消耗材料などはすべて指定管理者の負担とする。

防火シャッター含む重量シャッター

防煙たれ壁

別紙11-1 設備配置図 1/2



点 検 内 容

種別	点 検 項 目	点 検 内 容	
防 火 シ ャ ツ タ ー 機 を 含 む 能 重 量 シ ャ ツ タ ー	1	点検口の状況	点検口の有無及び取付位置が適切で開閉に支障がないこと。
	2	降下位置障害	シャッターの降下ラインと障害となる物品との距離が適切であること。
	3	操作障害	押ボタンと手動閉鎖装置の取付位置。
	4	警告表示・ 操作説明ラベル	正しく貼付されているか。
	5	カウンター	実際に開閉してカウントするか確認。
	6	開閉機	固定ボルトの緩み, 取付部の溶接のハガレ, モーターの過熱と異常音, その他変形, 損傷及び汚れがないこと。
	7	ブレーキ装置	中間停止ができ, ソレノイドが正常に働くこと。
	8	手動装置	チェーン又はハンドルが開閉機にセットされているか, 支障なく操作できるか。 操作方法の表示があり判読できるか確認。
	9	スプロケット・ ローラーチェーン	スプロケット相互の芯のずれ, 変形及び破損の確認。スピルキイの状態, ローラーチェーンの錆, 磨耗や弛みの状態とジョイントの確認。
	10	巻取りシャフト・ ブラケット	シャフトに曲損, 片寄り及びブラケットの取合いに無理がないこと。 カラーの固定状態, アンカー, 固定ボルトの緩み, 変形, 損傷がなく円滑に回転すること。
	11	スラット・吊元	スラットの片寄り, 片下がり, 変形, 損傷がないこと。端金物の状態。 シャフトに確実に固定されているか。
	12	座 板	変形・損傷がないこと。座板ネジは確実に締まっているか。
	13	ケース・まぐさ・ 押し車	ケース・まぐさに変形, 損傷がないこと。押し車の磨耗, 取付回転状態。
	14	ガイドレール	ガイドレールに変形, 損傷及び錆がないこと。呑口の開き状態。
	15	制御盤	盤, ボックスの変形, 損傷がないこと。 端子の緩み等制御盤の作動状態の確認
	16	リミットスイッチ	リミットチェーンの張り具合, スプロケットとの芯のずれ。 リミットスイッチ・エマーゼンシススイッチの作動確認。
	17	押しボタンスイッチ	蓋, 施錠の良否。押し具合, 接点及び端子の緩みの確認。
	18	手動閉鎖装置	変形, 損傷がないこと。閉鎖確認行為を実際に行う。 表示有無の確認。
	19	自動閉鎖装置	変形, 損傷がないこと。 連動部分は確実に接続され自動閉鎖が出来ること。
	20	連動制御器・ バッテリー	変形, 損傷がないこと。バッテリーの耐用年数と容量の確認。
	21	絶縁抵抗	電動機主回路, 制御回路, 信号回路の確認。
	22	遮煙装置	遮煙材と煙返しの破損, 硬化, 接触状況の確認。
	23	降下状況	電動・手動及び自動閉鎖装置により円滑に降下すること。 異常音の発生しないこと。
	24	降下速度	3.0~7.0 m/mimであること。
	25	巻上状況	電動・手動操作により円滑に巻き上がること。
	26	障害物感知装置	作動確認とバッテリーの容量の確認。タッチアップの確認。
	27	危害防止装置	変形, 損傷のないこと。座板感知後の停止装置, 自重降下速度の測定。
	28	危害防止用 連動中継器	変形, 損傷のないこと。バッテリーの使用年数と容量の確認, 交換。

点 検 内 容

種別	点 検 項 目	点 検 内 容	
巻 取 り 式 防 煙 た れ 壁	外 観	1 点検口の状況	点検口の有無とサイズ, 及び取付位置が適切で開閉に支障がないこと。
		2 降下位置障害	垂れ壁の降下ラインと障害となる物品との距離が適切であること。
		3 操作障害	押ボタンと手動閉鎖装置の取付位置。操作障害。
		4 警告表示・ 操作説明ラベル	正しく貼付されているか。
	機	5 開閉機	固定ボルトの緩み, 油漏れ, その他変形や損傷及び汚れ・錆がないこと。 作業時に異常音の無きこと。
		6 ブレーキ装置・ ストッパー装置	異常音が無く, 中間停止ができ, ストッパーが正常に働くこと。
		7 スプロケット・ ローラチェーン	スプロケット相互の芯のずれ, 歯車の変形及び破損の確認。 錆, 磨耗や弛みの状態と回転状況の確認。
		8 スクリーン	亀裂・穴・しわの確認。片寄りが範囲内でレールから抜けでないこと。
		9 座板	変形, 損傷がないこと。座板ネジは確実に締まっていること。
		10 巻上げワイヤ 手動降下ワイヤ	繰り返し操作が容易にでき, ワイヤに折れ曲がり, ささくれがないこと。
		11 まぐさ	変形, 損傷, 溶接がはがれの無いこと。
		12 ガイドレール	変形, 損傷が無いこと。降下完了後の可動レール・壁面の隙間の確認。
		13 ガイドレール ストッパ	変形, 損傷が無いこと。降下完了後に可動レールが停止すること。
		14 手動閉鎖装置	変形, 損傷が無いこと。閉鎖確認を実際に行う。押し込み板の有無の確認。
		15 自動閉鎖装置	変形, 損傷が無いこと。 連動部分は確実に接続され自動閉鎖ができること。
		16 煙り返し	変形, 損傷がないこと。スクリーンとの隙間の確認。
	作 動	17 降下状況	スクリーンが手動操作にて適切な操作力で, 確実に降下すること。 可動レールがスムーズに降下すること。
		18 降下速度	降下速度が異常に変化しないこと。
		19 巻上状況	異常音がなく, 手動操作により円滑に巻き上がること。